

表(1) 保険料の料率

	区分	平成24年度	平成23年度	差引
医療分	所得割率	7.69%	7.21%	0.48%
	均等割額	22,610円	21,800円	810円
	平等割額	25,200円	23,780円	1,420円
	最高限度額	510,000円	510,000円	0円
支援金分	所得割率	2.73%	2.35%	0.38%
	均等割額	7,840円	6,880円	960円
	平等割額	8,740円	7,500円	1,240円
	最高限度額	140,000円	140,000円	0円
介護分	所得割率	2.79%	2.27%	0.52%
	均等割額	8,190円	7,020円	1,170円
	平等割額	6,870円	5,970円	900円
	最高限度額	120,000円	120,000円	0円

平成24年度 国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やケガをしたときに安心して医療を受けていただくための制度で、国・府・市の負担金など加入者の保険料によって医療費がまかなわれています。市では、平成24年4月1日現在で、13,058世帯(加入率43・3パーセント)、22,542人(加入率28・4パーセント)が国保に加入されています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

みなさんに納めていただく保険料は医療分・支援金分・介護分に分かれています。医療分は加入者の医療にかかる分、支援金分は後期高齢者医療を支える分です。また、介護分は40歳から64歳までの国保加入者(第2号被保険者)にかかる介護

医療分と支援金分、介護分を合わせた保険料の額は「平成24年度国民健康保険料決定(更正)通知書」により、6月14日付けで世帯主あてに通知されています。

「医療分」の保険料は1年間に必要とする医療費の見込額から、また「支援金分」の保険料は後期高齢者の医療にかかる費用から、「介護分」の保険料は社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金に要する費用から、それぞれ国・府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担しあう

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援金分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成24年度保険料の料率(単価や率などのこと)は、表(1)をご覧ください。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、それぞれ受ける

医療などの内容は同じです。このことから保険料には負担の限度額が設けられています。医療分、支援金分、介護分それぞれの限度額は表(1)のとおりです。

保険料の計算方法

保険料は、加入者の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「平成24年度国民健康保険料決定(更正)通知書」が届きましたら、その内容について表(1)・表(2)・表(3)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者に変更があったときは、保険料を月単位で再計算し、届け出の翌月以降に平成24年度国民健康保険料決定(更正)通知書を送付します。保険料は、加入の届け出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

ただし保険料のうち介護分については、40歳になる月(月の初日)生まれの人は前月)から65歳になる前月(月の初日)生まれの人は前々月)までの分を納めていただきます。

※40歳になるときは40歳

保険料の軽減について

所得が一定額よりも少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援金分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告が必要です。判定基準は裏面の表(3)をご覧ください。

保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年度などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「平成24年度過年度新規分」として賦課されることとなります(通知書は、過年度新規分と平成24年度分の2通または3通送付される場合があります)。

保険料の特別徴収について

平成24年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成24年4月支給分の年金から始まっています。

4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。特別徴収の対象となるのは、

- 国保加入者全員が65歳以上の世帯
- 年金支給額が年額18万円以上
- 介護保険料と保険料の合計金額が年金支給額の2分の1を超えない

- この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。
- ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されていた場合は引き続き口座振替により納付していただきます。
- 特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。
- 口座振替への変更には①金融機関への届出・通帳、通帳届出印・被保険者証または平成24年度国民健康保険料決定(更正)通知書
- ②国保医療課への届出・被保険者証
- 印かん
- 必要です。

表(2) 保険料の計算方法

$$\text{保険料} = \text{医療分} + \text{支援金分} + \text{介護分}$$

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援金分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※賦課総所得金額=総所得金額-基礎控除金額(330,000円)

※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります

※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例) 世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援金分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	27,900円	9,600円	4,500円	42,000円
82万円	5割	84,100円	29,500円	21,100円	134,700円
100万円	2割	125,900円	44,000円	30,700円	200,600円
300万円	-	298,300円	105,100円	89,500円	492,900円
600万円	-	510,000円	140,000円	120,000円	770,000円

* 保険料軽減の判定基準は裏面の表(3)に記載しています

表(3) 保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	[33万円] 以下
5割軽減	[33万円 + 24.5万 × 加入者数 (世帯主除く)] 以下
2割軽減	[33万円 + 35万円 × 加入者数] 以下

7月末までに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

保険料の納付は口座振替で

○申込手続き 口座振替は市内の取扱金融機関に限りません。通帳、通帳届出印と平成24年度国民健康保険料決定(更正)通知書を持参のうえ、取扱金融機関へお申し込みください。市外の場合は、「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申し込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、税務課納付係(☎564024)へご連絡ください。「口座振替依頼書」をお送りします。

○口座振替の開始は「口座振替依頼書」が市役所に到着した月の翌月分からです。

平成24年度から保険料の納め方が変わります

市民のみならず納めていただく主な税金には、市・府民税、固定資産税・都市計画税があります。これら税金と、自営業などの人が加入する国民健康保険の保険料を納めていただく方法は、これまで「集合徴収制度」という、税金と国民健康保険料をあわせて6月から翌年3月までの10回の納期で納めていただく方法でしたが、平成24年4月から表(4)のとおり税目・保険料別に納付していただく方法に変更しました。

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3カ月・6カ月・12カ月等に限定される短期被保険者証の交付になります。

表(4) 保険料等の納め方の変更

平成23年度

科目	納付回数	納期(月)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・府民税	10回			発送 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
固定資産税・都市計画税													
国民健康保険料													
軽自動車税	1回	発送 ◆											

平成24年度

科目	納付回数	納期(月)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・府民税	4回			発送 ○		○		○			○		
固定資産税・都市計画税	4回	発送 ▲			▲					▲		▲	
国民健康保険料	10回			発送 □	□	□	□	□	□	□	□	□	□
軽自動車税	1回		発送 ◆										

保険料の減免

この短期被保険者証の有効期限が切れるときには、更新の通知と保険料納付のお願い、納付が困難な場合には京都府地方税機構(☎0807)に相談していただくようご案内しています。また、保険料が未納で被保険者証の有効期限が切れていても国保の資格はありますので、医療機関にかかるときは必ず事前に、国保医療課窓口でご相談ください。

また、災害やその他特別な事情がないのに納期限から1年以上保険料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付になります。資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても保険料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課窓口でご相談ください。

別な事情がないのに納期限から1年以上保険料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付になります。資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても保険料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課窓口でご相談ください。

○所得が皆無となった人
○生活が著しく困難な人
○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人
○給付制限を受けている人(例: 拘留所などに拘禁されている人)

※所得の減少については、市の定める基準を満たした場合に限られます

※減免の可否については、

人は除く)が対象です。必ず納期限内(当初は6月30日まで)に、国保医療課窓口で相談してください。

○災害等により居住用の固定資産が被害を受けた人

○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人

○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人

○給付制限を受けている人(例: 拘留所などに拘禁されている人)

※所得の減少については、市の定める基準を満たした場合に限られます

※減免の可否については、

特定健診を実施しています

市の基準に基づき審査を行います

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、6月1日から10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。

対象者には個別に通知しています。

被保険者証と一部負担金(免除者を除く)を持参のうえ受診してください。

※住民税非課税の国保世帯の人は申請により一部負担金が免除されます。

国保医療課または保健センター(☎551111)へ申請してください

※昭和18年3月31日以前生まれの人は無料で受診

各種がん検診受診費用助成券

できます(申請は不要です)

各種がん検診を6月1日から10月31日まで実施しています。ただし、子宮頸がん検診・乳がん検診の対象者は西暦奇数年生まれの女性(子宮頸がん検診・乳がん検診の実施期間は11月30日まで)です。受診時点で国保に加入している場合、一部負担金は、国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください(子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診の無料クーポン券が届いている

ジェネリック医薬品を使いましょう

人は、無料クーポン券で受診してください。 ※無料クーポン券についての詳細は保健センター(☎551111)へお問い合わせください

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により新薬と効き目や安全性が同等と認められたもので、その価格は新薬のおよそ3〜7割です。ジェネリック医薬品を使用することにより医療費の節減になります。

保険証のカードケースの設置について

ジェネリック医薬品希望カードを提示することにより、変更可能であれば新薬からジェネリック医薬品に切り替えることができます。ぜひご利用ください。

国民健康保険被保険者証の収納に便利なカードケースを北部、東部、南部、今池、青谷、寺田の各コミセンと地域ふれあいセンターに設置しています。必要な人はご利用ください。

※住民税非課税の国保世帯の人は申請により一部負担金が免除されます。

国保医療課または保健センター(☎551111)へ申請してください

※昭和18年3月31日以前生まれの人は無料で受診

各種がん検診を6月1日から10月31日まで実施しています。ただし、子宮頸がん検診・乳がん検診の対象者は西暦奇数年生まれの女性(子宮頸がん検診・乳がん検診の実施期間は11月30日まで)です。受診時点で国保に加入している場合、一部負担金は、国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください(子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診の無料クーポン券が届いている

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により新薬と効き目や安全性が同等と認められたもので、その価格は新薬のおよそ3〜7割です。ジェネリック医薬品を使用することにより医療費の節減になります。

ジェネリック医薬品希望カードを提示することにより、変更可能であれば新薬からジェネリック医薬品に切り替えることができます。ぜひご利用ください。



人間ドック・脳ドック受診者の募集を締め切りました

4月12日から4月20日まで募集しました平成24年度の人間ドック・脳ドック受診希望者の募集は締め切りました。国保加入者の人間ドック・脳ドックは、定員700人に対し1,095人の申込がありました。高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックは、定員150人に対し245人の申込がありました。受診できる人は、国保運営協議会委員による抽選で決定しました。

抽選の際の優先順位は

- ①平成23年度落選した人
- ②平成23年度申込していない人
- ③平成23年度当選し、キャンセルした人
- ④平成23年度当選し、受診した人

の順です(今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申込は初めてですので、②に該当します)。

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

平成24年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者のドック		高齢者(75歳以上)のドック	
	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	301人	200人	50人	20人
脳ドック	163人	150人	60人	50人
人間ドック・脳ドック同時受診	631人	350人	135人	80人
合計	1,095人	700人	245人	150人

